

狛江市基本計画推進委員会の運営に関する規則（令和3年3月31日規則第23号）

最終改正:

改正内容:令和3年3月31日規則第23号 [令和3年4月1日]

○狛江市基本計画推進委員会の運営に関する規則

令和3年3月31日規則第23号

狛江市基本計画推進委員会の運営に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）別表に規定する基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 公募市民 5人以内
- (4) 市職員 1人

（任期）

第3条 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（狛江市外部評価委員会運営規則の廃止）
 - 2 狛江市外部評価委員会運営規則（平成25年規則第16号）は、廃止する。
-